運輸省設置法に対し、 自動車行政に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十四年十一月八日

衆

議

院

議

長

鸺

原

喜

重

郎

殿

提出者 亮

滿 尾 君

## 運輸省設置法に対し、 自動車行政に関する質問主意書

7 産資材等」において、右各号はいずれも「事業に従事する者」又は「道路運送事業の用に供する」と制約し 運輸省設置法第二十八條第二項第二号にいう「労需物資」 において、 また同項第六号にいう「指定生

てあるが、右は自家用自動車を使用する場合を包含せしめない意味であるか、 どうか。

を占めており、 自家用自動車の輸送力並びに輸送実績は鉄道、 このすう勢は今後も年々累加せられる傾向にあると思考するが、 軌道を除く陸運の分野で、 今日すでに圧倒的重要性 運輸大臣は、 全陸 運  $\mathcal{O}$ 

総合的発達について責任を有する立場から、 極的態度を一てきして、自家用自動車 自家用自動車 Ó 右の実力を率直に認識して、 従来の 單に 自

の均勢のとれた発達を保

育

長するの 積極的意思はないか、 どうか。

家用

自 動

車の

使用を調整する」

の消!

若し前段の質問に対し、 運輸大臣において積極的意思を有せられるならば、 同法第二十八條第一項第

改善」とのみいい、且つ同條第一項第五号において軽車両運送事業の発達

八号において

「事業の発達、

改善を明言しあることを考え、 同法中の関係條文が自家用自動 の右精神が誤解せられる虞があると思うが、どうか。且つ、こ 車の発達、 改善に対してはなんら言及し

れが救済方法如何。

ていないことを対比するとき、

運輸大臣

(ハ) 前項の質問に対し、 運輸大臣が自家用自動車の発達を助長する精神であるならば、 運輸省設置法第

二十八條第二項第二号「労需物資に関し」、及び第六号の 「道路運送事業の用に供する指定生産資材等の

割当及び監督に関し」、 自家用自動車を使用する者に対しても、「その自家用自動 車を運用維持する必要

の限度に おいては」 運輸大臣がこれを所管する旨を明答せられたいが、 どうか。

且つ、 この明答を所管 の各行政機関に遅滯なく通達して、いやしくも過誤の起らないよう措置せられ

たい。

右質問する。